

移動消費生活講座(出前)のご案内

- ご希望の場所に講師が出向き、消費生活に関する様々な情報や、消費者被害に遭わないためのポイントなどをお話しします。
- ご近所、サークル、地域団体、社内研修、学校など、それぞれのニーズに合わせてお話しします。
- 毎年5,000人を超える方にご利用いただいています。

こんなテーマで講座を実施しています

◆ 地域

町内会、老人会、サークル(食・環境・子育て等)等

- 最近の悪質商法の手口と対処法
- 契約トラブルの対処法
- くらしの安全について
- 知って得する食品表示
- 商品・サービスを選ぶ～消費者市民社会を目指して

◆ 見守り関係団体

民生委員、児童委員、ヘルパー、社会福祉士、防犯協会等

- 高齢者や障がい者のトラブルの特徴とその解決方法
- 高齢者や障がい者の見守り活動について
- 高齢者に多い悪質商法と多重債務について
- 成年後見制度について

◆ 教育機関

幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・専修学校・大学等、PTA・保護者会、教員研修会等

- 消費者とは(8つの権利と5つの責任)
- 契約の基礎知識について
- 収入と支出、お金の管理について
- ケータイ・ネットのトラブルについて
- 製品事故について
- 悪質商法の被害にあわないために
- 中学生に多い消費者トラブルについて

◆ 職域

事業者、事業者団体等

- 契約の基礎知識について
- 生活設計や管理に関する基礎知識について
- 食生活向上の知識について
- 退職後の生活設計情報について
- 消費者トラブル事例について
- 消費者と環境について
- 多重債務とその対処法について
- 新社会人として知っておきたい消費者トラブルについて



内容により、寸劇を付けての実施も可能です。

講座開催までの流れ

- 1 事前相談**
ご希望のテーマ、日時、会場を決めて、まずは下記の連絡先まで電話でご相談ください。
(実施予定日の1ヵ月以上前までにお願ひします)
(講座時間は30分～120分程度としています)
- 2 申込み**
事前相談のあと、講師派遣申込書(裏面)に必要事項をご記入のうえ、ファクシミリ、郵送等によりお申し込みください。
(実施予定日の1ヵ月前までにお申し込みください。)
- 3 打合せ**
消費生活センターから決定通知書が届いたら、決定通知書記載の派遣講師と、講座の内容や進め方の詳細について電話等で直接打合せをしてください。
- 4 当日**
会場に講師が出向きます。
(旅費は担当が負担しますが、会場費はご負担ください。)
終了後、結果報告書を消費生活センターにご提出ください。



(青森県消費生活センター業務受託者)

特定非営利活動法人青森県消費者協会 青森県消費生活センター業務部教育啓発課

TEL: 017-722-3348 FAX: 017-722-3414

青森県消費生活センター

検索



講師派遣申込書

【申込み先】 青森県消費生活センター

FAX:017-722-3414

青森県消費生活センター 御中

平成 年 月 日()

フリガナ 団体等の名称				
フリガナ 代表者氏名		(役職)	(氏名)	
連絡 先	フリガナ 担当者氏名	(役職)	(氏名)	
	住 所	〒		
	電話番号(FAX)	TEL	FAX	
	電子メール	E-mail		
希 望 内 容	開催年月日	平成 年 月 日()		
	開催時間	午前・午後 時 分 ~ 時 分		
	受講者	受講予定者数:	名	歳代
		受講対象者:		
	開催場所 <small>※講座当日、講師が 伺う場所をご記入く ださい。</small>	(所在地:	TEL:)
講座内容	(テーマ等) ※寸劇希望 (する ・ しない)			
使用可能な資機材 <small>※○で囲んでください</small>	1. マイク (ハンドマイク、有線マイク) 2. テーブル 3. パソコン 4. スクリーン 5. プロジェクター 6. ホワイトボード			
そ の 他				

※希望する日時の1ヵ月前までにお申し込みください。

※この申込書にご記入いただいた個人情報は、本講座の申込内容の確認や連絡用のみに使用させていただきます。

申込み・問合せ先

特定非営利活動法人青森県消費者協会 (青森県消費生活センター業務受託者)

〒030-0822 青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ5F

TEL: 017-722-3348 FAX: 017-722-3414

移動消費生活講座担当

*青森県消費生活センターが行う移動消費生活講座は、特定非営利活動法人青森県消費者協会が、青森県から委託を受けて実施しております。